那珂市議会産業建設常任委員会記録

開催日時 令和3年3月10日(水) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 小池 正夫

委員福田耕四郎 委員石川義光

委員 花島 進 委員 木野 広宣

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議 長 福田耕四郎 事務局長 渡邊 荘一

次 長 横山 明子 書 記 小泉 隼

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副 市 長 谷口 克文 財政課長 大内 正輝

財政課長補佐 浜名 哲士 産業部長 高橋 秀貴

農政課長 浅野 和好 農政課長補佐 綿引 勝也

商工観光課長 石井 宇史 商工観光課長補佐 秋山雄一郎

建設部長 中庭 康史 土木課長 今瀬 博之

土木課長補佐 川﨑 慶樹 土木課長補佐 海野 英樹

都市計画課長 高塚 佳一 都市計画課長補佐 水野 泰男

農業委員会事務局長 海老澤美彦

建築課長 渡邊 勝巳 建築課長補佐 金田 尚樹

上下水道部長 根本 雅美 下水道課長 金野 公則

下水道課長補佐 猪野 嘉彦 水道課長 澤畠 克彦

農業委員会事務局長補佐 綿引 稔

会議に付した事件

- (1) 議案第12号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
 - …原案のとおり可決すべきもの

水道課長補佐 矢﨑 忠

- (2) 議案第13号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第15号 令和2年度那珂一般会計補正予算(第8号)
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第24号 令和3年度那珂市水道事業会計予算

- …原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第25号 令和3年度那珂市下水道事業会計予算
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第26号 市道路線の認定について
 - …原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第27号 市道路線の廃止について
 - …原案のとおり可決すべきもの

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 それではおはようございます。

本日は、産業建設常任委員会開会の前ですけれども、非常に暖かくなってきたなとそういう思いです。何か偕楽園なんかも大分人が出ているなんていう話を聞きます。そういった人が出ている中、やはり新型コロナウイルス感染症拡大、ちょっと不安なところもあるんですけれども、当委員会としてはそういった新型コロナウイルス感染症対策への支援の部分が多いのかななんて思うんですけれども、そういった案件も含めて今日は小池副委員長も復帰戦ということで、簡潔かつ明瞭に答弁のほうをお願い申し上げます。

それでは、開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際には、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名で、欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、 これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めております。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長おはようございます。

産業建設常任委員会、大変ご苦労さまでございます。

今、委員長からお話がありましたけれども、大分春らしい季節となりました。寒暖の差 もあるようですので、体調を崩さぬようにひとつよろしくお願いをいたします。

また、明日で震災から10年、早いもんですね、10年がたちます。当時、我々もこの場

所で産業建設常任委員会を開催している最中にあのような震災が起こった。本当に何かついこの間のような記憶があります。ちょうどそこにうどん屋さん、ありますね。皆さんで審議しているときに、何かすごい音がしたんですよ。飛行機が低空で飛んでくるような音がして、間もなく、今、幼稚園になりましたけれども、そこに杉林がたくさんありました。揺れ出したときにあの花粉がすごかったですね。それが、花粉が飛んで間もなく、そこのうどん屋さんのあの屋根、よく見えますけれども、あの屋根瓦が落ちるのを見て、これはでっかいよというようなことでびっくりしたのが、何かまだついこの間のように記憶しております。ちょうどこの辺だったですかね。この辺の天井がちょっとぶち抜けて落下した、そういう記憶がありました。

ちょうど私はここにいたのかな。この柱のところへつかまりながら、表を見ていた。それは何か鮮明に記憶に残っている。早いもので 10 年。まだまだ福島県あるいは岩手県ですか、マスコミで取り上げて、昨日あたりも大分やっていましたけれども、まだ復興道半ばのところも大分多いようです。さらには原発、これがまだまだこれからというような報道もされている。

本当にいつ起こるか分からない災害、これに対しては執行部、いわゆる那珂市としても ひとつ備えをしっかりとしていただきたいなとこういう思いが強く感じられます。

また、新型コロナウイルス感染症については、本当に那珂市の場合は、ここ1週間、10日ぐらいずっとゼロで、現在60人ですか、落ち着いてきているのかなと、そういうふうにも感じられますけれども、まだまだこの予断を許さない、そういう時期でございます。担当部署では大変でしょうけれども、ひとつまた引き続きご尽力を賜りたい。

昨日の夕方のニュースは、注射針のこと 1 点ですね。我々、接種者としてよくは分かりませんけれども、注射針が云々ということで、それも有効活用する意味で、無駄にしないというようなことで 5 人が 6 人できる、1 つの容器で 6 人できる、そういうことでいるいる工夫をされている、そういうことも報道されております。

いずれにしてもこの災害、あるいはこの新型コロナウイルス感染症対策には、ひとつ執行部共々、我々議会も一緒になってこの対応にはさらに頑張っていかなくちゃならないなとこういうふうに思います。

今日は、今、委員長からお話ありましたけれども、執行部におかれましても、ひとつ明 瞭に説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会にご出席、誠にお疲れさまでございます。

ただいま議長からもお話しありましたように、新型コロナウイルス感染症につきまして は、市内の感染状況は落ち着いている状況にあるのではないかと考えております。また、 ワクチンの接種につきましては、11 日に那珂市のほうに医療関係者向けのワクチンが届くということで、17 日ぐらいから医療関係者への接種が始められるのではないかなという報告を受けているところでございます。

いずれにしましても、今後、那珂市内において高齢者へのワクチン接種が始まると思います。円滑にワクチン接種ができるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

本日は、予算を中心に議案8件、協議報告案件4件でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

執行部に申し上げます。

令和3年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並び に主要事業説明書のページ数を述べてから説明してください。

歳入については、款及び項まで、歳出については款項目までの説明をしてから、新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要な場合は、その説明を加えてください。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に 10 部提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。それでは、審議に入ります。

初めに、議案第 15 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算(第 8 号)を議題といたします。

財政課より一括してご説明願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いい たします。

それでは、議案書65ページの次のページをお願いいたします。

議案第 15 号 令和 2 年度那珂市一般会計補正予算(第 8 号)についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費補正になります。

追加になります。5款農林水産業費、1項農業費、農業者緊急応援事業950万円。

6款商工費、1項商工費、商工業者緊急応援事業 6,422 万 8,000 円、観光施設等感染症対策事業 252 万 9,000 円。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、道路維持補修事業 1,297 万 1,000 円、冠水対策推 進事業 2,947 万 4,000 円。

3項都市計画費、下菅谷地区まちづくり事業 7,184 万 7,000 円、菅谷市毛線街路整備事業 3,120 万円、下菅谷地区街路整備事業 (上菅谷下菅谷線、下菅谷停車場線) 5,600 万円、菅谷飯田線道路整備事業 2,500 万円。

変更になります。 7 款土木費、1 項道路橋りょう費、道路改良舗装事業、補正後金額 1 億 817 万円。

6ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正になります。

事項、いい那珂オフィス複合機リース。期間、令和2年度から令和7年度まで。限度額134万7,000円。

7ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正になります。

追加になります。菅谷飯田線道路整備事業(合併特例事業)850万円、下菅谷地区街路整備事業2,250万円。

変更になります。橋りょう長寿命化修繕事業、補正後限度額 1,070 万円、冠水対策推 進事業ゼロ円、下菅谷地区まちづくり指導整備事業(合併特例事業)6,680 万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

17ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

下段になります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費200万円の減。

18ページをお願いいたします。

中段になります。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費159万円の減、3目観光費40万7,000円。

7款土木費、1項道路橋りょう費、3目道路新設改良費 2,020 万円の減、4目橋りょう維持費 647万5,000円の減。

19ページをお願いいたします。

下段になります。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費 211 万円の減、2目まちづくり事業費2,630万円の減、3目街路整備費7,500万円。

最後に1点、ご報告がございます。国の3次補正により追加された新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、今月に入りましてから、県から今後追 加する令和3年度実施事業については、令和2年度の予算からの繰越しではなく、令和 3年度予算として改めて計上が必要となる旨、連絡がございました。この対応として対象となる予算については、本定例会に令和3年度一般会計補正予算(第1号)として上程させていただきたいと考えております。

具体的な対象予算でございますが、当委員会所管といたしましては、5ページの第3表、繰越明許費補正がございますが、その中の6款商工費、1項商工費、商工業者緊急応援事業 6,422 万 8,000 円の一部になります。予算額等につきましては、精査の上、計上させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。ありませんか。

(なし)

委員長 それではないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 16 分)

再開 (午前 10 時 17 分)

委員長 それでは、再開いたします。

下水道課が出席しております。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算(下水道課所管部分)を議題といたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費について執行部よりご説明をお願いいた します。

下水道課長の金野と申します。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算についてご説明いたします。

予算書91ページをお開きください。

なお、主要事業説明書ですけれども、118 ページから 119 ページが下水道課所管事業になります。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、下水道課所管事業につきましては、上段より2つ目の浄化槽設置補助事業7,723万6,000円でございます。

主要事業調書につきましては、118ページとなります。

内容につきましては、合併処理浄化槽補助費 145 基になります。その内訳になりますが、新規が 50 基、転換が 90 基、更新が5基になります。令和3年度より、くみ取り槽からの転換に対し市独自補助として宅内配管工事費補助(単独)を新設いたしました。また、当市における排水事情を鑑み、処理水を敷地内で処理される方を対象とする敷地内処理装置設置補助を新設いたしました。これら新設した2つの補助につきましては、転換に対する補助になります。

これらの補助拡充につきましては、予算が通り次第、公共下水道未計画区域にお住まいの単独処理浄化槽くみ取り槽世帯約 2,500 世帯を対象に、那珂市独自の補助制度のお知らせとしたダイレクトメールを郵送する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

- 花島委員 期待している政策ですので頑張っていただきたいんですが、結構な数を予算として 用意していますけれども、広報がうまくいけば足りなくなる可能性もゼロではないです よね。その場合はやっぱり補正予算で考えていただけるのかということをお伺いしたい。
- 下水道課長 今回、新年度予算には新しい補助事業を盛り込ませていただきましたけれども、 ほとんどが一般財源というところもございまして、やはりこの補助を拡充するに当たり ましても財政当局ともいろいろ議論をした中での拡充というところもありましたので、 これからの申請がどのような形になるかというのはちょっとありますけれども、今のと ころそれは当初の予算で通していきたいと思っております。申請状況を鑑みてというの はあるとは思いますけれども、今のところはそういう考えでございます。
- 木野委員 前回は5人槽、7人槽、10人槽とあったと思うんですけれども、10人槽は今回は あえて入れなかったという部分ですか。
- 下水道課長 10 人槽の申請が、ここ数年というのがそんなに件数多いわけではないので、あ えて予算化はしていませんけれども、申請があればその予算の範囲内で当然それは受付 はしていきます。
- 委員長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

なお、5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費及び7款土木費、3項都市 計画費、4目下水道整備費については、下水道事業会計に対する負担金及び補助金のた め、支出先の下水道事業会計予算の説明時に説明をいただく形で進行をさせていただき ます。

続いて、議案第25号 令和3年度那珂市下水道事業会計予算を議題といたします。 執行部より一括してご説明を願います。

なお、説明に当たっては、一般会計の5款農林水産業費、1項農業費、7目集落排水整備費及び7款土木費、3項都市計画費、4目水道整備費についても併せてご説明をお願いいたします。

下水道課長 議案第 25 号 令和 3 年度那珂市下水道事業会計予算についてご説明いたします。 予算書 102 ページをお願いいたします。

上段から3番目になります。5款農林水産事業費、1項農業費、7目集落排水整備費2 億8,410万8,000円。一般会計から下水道会計農業集落排水事業への負担金になります。 続きまして、予算書117ページをお願いいたします。

一番下段になります。 7 款土木費、 3 項都市計画費、 4 目下水道整備費 6 億 589 万 2,000 円。一般会計から下水道事業会計公共下水道事業への負担金になります。

続きまして、予算書315ページをお願いいたします。

令和3年度那珂市下水道事業会計予算でございます。

詳細な金額につきましては、341 ページよりご説明いたします。341 ページをお願いいたします。

令和3年度那珂市下水道事業会計予算明細書、収益的収入、款項、予算額の順でご説明 いたします。

1 款下水道事業収益 19 億 2,097 万 1,000 円、1 項営業収益 5 億 9,898 万円、2 項営業外収益 13 億 2,199 万 1,000 円。

次のページ、342ページをお開きください。

収益的支出でございます。

款項目、予算額の順でご説明いたします。

1 款下水道事業費 17 億 3,171 万 4,000 円、1 項営業費用 15 億 3,305 万 2,000 円、1 目管きよ費 6,154 万 1,000 円、3 目処理場費 1 億 2,273 万 4,000 円。

右側 343 ページになります。

5 目普及指導費 57 万 9,000 円、6 目業務費 2,866 万 8,000 円、7 目総係費 1 億 1,520 万 8,000 円。

こちらの増額の主な理由ですけれども、新たな経営戦略を策定するための業務委託の増

額でございます。

1枚お開きください。右側345ページになります。

8目流域下水道維持管理負担金 2 億 6,681 万 9,000 円、 9目減価償却費 9 億 3,750 万 3,000 円。

2 項営業外費用1億9,456万7,000円、1目支出利息及び企業債取扱諸費1億9,456万7,000円です。

3項特別損失109万5,000円、2目過年度損益修正額109万5,000円。

4項予備費 300 万、1目予備費 300 万。

1枚お開きください。左側346ページになります。

基本的収入でございます。

款項、予算額の順でご説明いたします。

1 款下水道事業資本的収入 11 億 7, 421 万 7,000 円、 2 項企業債 6 億 9,780 万円、 4 項 他会計負担金 1 億 237 万 1,000 円、 6 項国庫補助金 2 億 5,000 万円、 7 項県補助金 100 万円、 8 項工事負担金 7,320 万 1,000 円、11 項投資 4,984 万 5,000 円。

隣の347ページになります。

資本的支出でございます。

款項目、予算額の順でご説明いたします。

1 款下水道事業資本的支出 19 億 3,138 万 6,000 円、1 項建設改良費 9 億 2,331 万 7,000 円、1 目建設事業費 4,460 万 9,000 円。

1枚お開きください。左側348ページになります。

中段ですけれども、2目管路建設費8億5,800万5,000円。こちらにつきましては主要事業調書119ページが説明資料となってございます。

減額の主な理由でございますが、管きょ工事における工事の見直しを図ったことによる 減額になってございますが、工事の見直しにより工事費を安価にすることで管きょ延長 につきましては、今年度の約2割増となってございます。

6 目流域下水道建設負担金 2,070 万 3,000 円。

3項企業債償還金9億7,680万2,000円、1目企業債償還金9億7,680万2,000円。

6 項投資 3, 126 万 7, 000 円、 1 目基金積立金 3, 126 万 7, 000 円。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。大丈夫ですか。

(なし)

委員長 それではないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 25 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針についてを議題といたします。 執行部よりご説明願います。

下水道課長 説明の前に本日の説明資料のご確認をお願いいたします。

常任委員会資料、ページ、40ページから 42ページが下水道課説明資料になってございます。また、お手元に3つの資料を用意してございますけれども、公共下水道事業全体計画見直し方針、冊子がついている資料でございます。また、本日お配りさせていただいております下水道事業審議会答申資料、またもう1部、既に寄せられているお問合せを通して、合併処理浄化槽補助制度の拡充や公共下水道事業全体計画見直し案について、ご理解いただく際のポイントとなる質疑を取りまとめた資料となってございます。よろしいでしょうか。

このたび、公共下水道全体計画の見直し方針がまとまりましたので、ご報告するものです。

それでは、常任委員会資料40ページをお願いいたします。

那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針について。

1、見直し目的。

見直しの目的をまとめております。特に、上から4行目の諸情勢の変化に対応し、持続可能な汚水処理システムを構築するため、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要となっているということを明記してございます。

また、法令に基づく全体計画の変更は、茨城県流域下水道整備総合計画と整合させることから実際には令和5年度以降となりますが、今回の見直しは今後の下水道事業整備に係る指標とすることを示したものでございます。

2、概要。

概要でございますが、公共下水道、つまり集合処理、合併処理浄化槽、つまり単独処理、 それぞれの汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じ た適正な整備手法を選定した上で、見直しを行い、この見直しにより現在の公共下水道 全体計画面積 3,257.8 ヘクタールから 441.5 ヘクタールを縮小し、2,816.3 ヘクタール となると示させていただきました。

なお、面積につきましては、前回の常任委員会資料では 440.9 ヘクタールを縮小し、

2,816.9 ヘクタールとしておりましたけれども、再確認をした結果 0.6 ヘクタールを縮小することとなりましたので、ご覧のとおり修正しております。

3、市民から寄せられた意見等でございます。

こちらですが、令和3年1月 15 日から2月 15 日までの間にパブリックコメントを実施いたしました。

結果につきましては、ホームページ閲覧件数 111 件ありました。意見については、1 名の方から将来の市民負担の軽減を図る取組には賛同するものの、全体計画の見直しの際には地域の実情を踏まえた検証を行うとともに、実際に整備を行う際には効率的な実施を求めるものとして、合計 4 件の意見がありました。

そちらにつきましては、次のページ、41ページと 42ページにまとめております。 41ページをお願いいたします。

意見の概要を左に、その意見に対する市の考えを右側に明記してございます。

まず、1つ目の意見ですが、特に中段部分になります。点在している家屋(5戸未満) についても、地域の実情を踏まえ、検討対象家屋として家屋間限界距離を検証すべきと 考えます。

これに対して市の考え方については、特に下段になりますけれども、家屋間限界距離は、 策定マニュアルのほか当市における管渠建設費等を参考に 50 メートルとし、早期整備の 観点から5戸以上を単位として設定した上で、集合処理及び単独処理の比較を行うこと と記載いたしました。

次のページ、42ページをお願いいたします。

2つ目の意見でございます。上段になります。現在の家屋の建築状況で判断するのでは なく、将来の需要を見込み、家屋がない土地についても全体計画に残すべきであるとい うものでございます。

こちらにつきましては、実際に全体計画・変更計画を策定する令和5年度の状況において、関連計画と整合を図りつつ、その時点の家屋の分布状況及び土地利用計画に基づき 改めて判断する予定であるということを記載してございます。

3つ目の意見ですけれども、茨城県が設置した那珂久慈流域下水道幹線が埋設されている路線については、効率的、効果的な整備が可能な区域もあるため、この地区の生活環境の早期改善を図るため、公共下水道の早急な整備を望みます。

こちらにつきましては、効率的な汚水処理人口普及率の向上を図ることができる区域を優先し、整備に取り組む予定は当然なことですが、いずれにしても整備には長期間要することから合併処理浄化槽設置補助制度を拡充し、転換を推進していくことを記載いたしました。

なお、この合併処理浄化槽設置補助拡充につきましては、先ほど令和3年度一般会計予 算においてご説明いたしましたけれども、公共下水道未計画区域にお住まいの単独処理 浄化槽やくみ取り槽世帯の方に那珂市独自の補助制度のお知らせをダイレクトメールで 発送いたします。

最後の4つ目の意見としましては、まず既に合併処理浄化槽が設置されている新興住宅 等については、公共下水道に切り替える世帯は少ないと思われるため、投資効果を考慮 し、全体計画から外すか、整備時期を遅らせることを望むものです。

それに対して、今回の公共下水道全体計画を見直す際に、既存の合併処理浄化槽の設置 状況を浄化槽台帳にて把握した上で、集合・個別処理の判断を進めてきたところで、令 和5年度事業計画・変更計画策定時においても把握した情報も活用し、策定作業を行う 予定であることを記載いたしました。

41ページにお戻りいただければと思います。

41 ページの上段でございますけれども、上段の冒頭でございます。このような内容でございましたので、パブリックコメントで寄せられた意見と、それに対する市の考え方はただいまご説明したとおり、特に内容の修正がないものではないかと判断いたしました。

40ページにお戻りください。

3番の途中となっていましたので、2つ目です。本年1月16日から2月13日の毎週 土曜日に説明会を行う予定でおりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う茨城 県独自の緊急事態宣言により順延といたしました。順延のお知らせをホームページにも アップしましたが、その閲覧は193件ありました。また、来場者や説明会当日に来られ た方が12件ほどありました。

この 12 件の方々の貴重なご意見等を取りまとめたものが既に寄せられているお問合せを通して、合併処理浄化槽補助制度の拡充や公共下水道全体計画見直し案についてのご理解をいただく際のポイントとなる質疑を取りまとめた資料を本日お配りさせておりますけれども、こちらにつきましては市のホームページ上にも掲載しておりますが、説明会にも配布する資料となります。

主な内容ですけれども、公共下水道全体計画見直しの手順や区域図の色分けなどの説明 を記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

4、今後のスケジュールになります。

令和3年度中に、今年度予定していた5会場にて説明会を行います。時期につきましては、田植え等が終了しました5月の下旬から6月での実施を考えてございます。

令和5年度中に全体計画・事業計画変更計画・県知事協議となります。

次に、お手元にある公共下水道全体計画見直し方針についてご説明いたします。

内容につきましては、令和2年 12 月7日の常任委員会資料と同じになりますが、表紙をつけ、字句や面積、またスケジュール等を修正しております。

1枚お開きください。

1ページ目になりますが、1、公共下水道全体計画の見直しの目的と概要、2、中段ですけれども、公共下水道全体計画の見直しの方針については、前回の常任委員会資料と同じになりますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

次のページの2ページをお願いいたします。

3、公共下水道全体計画見直しの策定については、字句のほうを修正しております。前回の常任委員会では、上段の部分ですけれども、「以下のフローのとおり作業を進めます」としておりましたけれども、「以下のフローのとおり作業を進めました」と語尾のほうを修正してございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

3ページも同様に語尾のほうを修正しております。ステップ1においては、「以下の箇所を修正します」を「以下の箇所を修正いたしました」。ステップ2では、「区域を設定する」を「区域を設定しました」。ステップ3では、「以下の区域を加える」を「以下の区域を加えました」とおのおのの語尾を修正しております。

次のページ、4ページでございます。

今回、この資料には、公共下水道事業計画全体計画区域変更予定図の着色区分の説明を加えさせていただきました。また、縮小面積については、再確認の結果 0.6 ヘクタールほど縮小することになりましたので、前回の資料から 0.6 ヘクタールさらに縮小した面積とさせていただきましたので、ご覧のとおりの面積となります。

4、今後のスケジュールを明記いたしました。

今回の見直し方針を基に、令和5年度の全体計画の法定見直し(変更)に向け、関連する作業のほうを記載しております。

最後の説明となりますけれども、下水道事業審議会、答申についてご説明いたします。 答申資料のほうをお願いいたします。今日お配りした資料になります。

下水道事業審議会からは、那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針については、原案のとおりすることが妥当であるとの答申をいただいておりますが、事務の執行に当たっての留意事項としまして2つの附帯意見がございました。

市内 5 会場で実施する予定だった説明会について順延することとなったが、市民の理解 を求める上では不可欠であることから、十分に説明責任を果たしていただきたい。

法定見直しの際には、今回の評価手順に準じた検証を再度行い、整備後も安定して汚水処理を行う経営が可能であることを確認していくことが求められることから、改めて 審議会に諮問されたいとの附帯意見がございました。

事務の執行の際には、これらを十分に留意し、執行してまいります。

那珂市公共下水道事業全体計画見直し方針についての説明は以上となります。よろしく お願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(なし)

委員長 ないようなので、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えお願いいたします。

休憩(午前10時49分)

再開 (午前 10 時 50 分)

委員長 それでは、再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第24号令和3年度那珂市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

水道課長 水道課長の澤畠でございます。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

議案第24号令和3年度那珂市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の281ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては、114ページ、115ページとなっております。

議案第 24 号令和 3 年度那珂市水道事業会計予算書、詳細につきましては予算明細書によってご説明いたします。

303ページをお開き願います。

令和3年度那珂市水道事業会計予算明細書。

収益的収入。

款項、予算額の順にご説明いたします。

1 款水道事業収益 11 億 7,128 万 6,000 円、1 項営業収益 11 億 97 万 9,000 円、2 項営業外収益 7,030 万 5,000 円、3 項特別利益 2,000 円。

304ページをお開き願います。

収益的支出。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

1 款水道事業費 11 億 1,579 万 7,000 円、1 項営業費用 10 億 6,862 万円、1 目原水及 び浄水費 5 億 383 万 5,000 円。こちらの減額ですが、浄水場の計画修繕が今年度減となったための減額でございます。

次に、右側305ページになります。

2 目配水及び給水費 5,188 万 2,000 円、4 目総係費 1 億 6,749 万円。こちらの減額ですが、水道料金システム更新が完了したための減額となっております。

次に、307ページをお願いいたします。

5 目減価償却費 3 億 3,809 万 9,000 円、6 目資産減耗費 731 万 4,000 円。

308ページをお開き願います。

2 項営業外費用 2,620 万 8,000 円、1 目支払利息及び企業債取扱諸費 2,520 万 7,000 円、2 目消費税 100 万円、3 目雑支出 1,000 円。

3 項特別損失 96 万 9,000 円、1 目固定資産売却損 1,000 円、2 目過年度損益修正損 96 万 8,000 円。

4項予備費 2,000 万円、1目予備費 2,000 万円。

続きまして、資本的収支についてご説明いたします。

309ページをお願いいたします。

資本的収入。

款項、予算額の順にご説明いたします。

1 款資本的収入 12 億 4, 439 万 5, 000 円、 2 項工事負担金 4, 439 万 5, 000 円、 3 項企業債 12 億円、 6 項固定資産売却代金ゼロ円。

続きまして、310ページをお開き願います。

資本的支出。款項目、予算額の順にご説明いたします。

1 款資本的支出 16 億 3,815 万 1,000 円、1 項建設改良費 15 億 7,385 万 6,000 円、2 目配水施設費 3 億 9,817 万 7,000 円。こちらの増額ですが、国道 118 号線の改良に併せて行います配水管の整備及び国県道及び J R の下に埋設されている老朽管の更新を行うための増額となっております。

3 目浄水施設費 11 億 2,375 万 9,000 円。こちらの減額ですが、後台浄水場改良工事が 完了したための減額となっております。

4目総係費 4,505 万 6,000 円。

右側 311 ページになります。

5 目固定資産購入費 246 万 6,000 円、 7 目水利権取得費 292 万 6,000 円、 8 目施設利用権 147 万 2,000 円。

2項企業債償還金 6,429 万 5,000 円、1目企業債償還金 6,429 万 5,000 円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

石川委員 資本的支出の増額分、これをもう一度説明してもらえますか。

水道課長 こちら主要事業説明書ございまして、114ページになります。

こちらにございますとおり、老朽管更新工事、配水管布設工事並びに配水管補償移設工 事等々の内容で工事を予定しております。

老朽管更新につきましては、国県道に埋設されています管路が老朽化しているために、 今後漏水を起こす危険性がございますために、新しい管と布設替えを行うものでござい ます。

また、配水管布設工事につきましては、今茨城県で行っております国道 118 号線の改 良工事がございます。こちらの工事に合わせまして水道管の整備を行うというため、工 事費のほうが増えているというような状態となっております。

以上です。

- 石川委員 そうすると、古くなってしまった管というのは、毎年交換をしているんでしょうけれども、これからますます増額になりますか。それとも今までのような金額ですか。何かもう大分埋設してから古いところもありますよね。これ今後どうなんですか、金額は。
- 水道課長 水道管布設からもう四十数年たっているもの等々ございまして、これに関しまして は毎年漏水調査という調査を地域を限定しながらやっております。その中で漏水状況を 確認しながら整備のほうを進めております。

また、老朽しやすい管というのは、国県道に埋設されています管なんですけれども、こちらに関しましては当時の占用条件で鉄の管、これで布設しなさいということになっておりまして、こちらの鉄のできている管がさびやすいということで漏水が起きやすいということで優先して更新を行うということで進めております。

また、通常の管に関しましても老朽化はしているんですが、一概に全部交換するというわけではなくて、先ほども申しましたとおり、漏水調査等をやりながら、漏水していなければできるだけ長い間使っていきたいというふうなことで、漏水の状況を鑑みながら更新を行っているような状況です。

以上です。

委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

- 花島委員 2つ聞きたいんですけれども、今の説明でちょっとよく分からないです、私、いろいる知識がなくて。国県道というのはどこのことを言っているんですか。1つはそれを聞きたいです。
- 水道課長 国県道ということなんですけれども、国道で、例えば国道 118 号線とか国道 349 号線とか、そういう国道及び県道。

花島委員 分かりました。

もう一つ聞きたいのは、老朽した管を交換していくのは必要なことだと思うんですが、 その種類によって違うと思いますけれども、基本的には何年持つ想定なんでしょうか。

水道課長 一般的に老朽管と言われる管は、40 年たてば老朽管という部類にはなるんですけれども、実際に管の耐久性としてはまだまだ使えるものというふうに認識しております。 例えば、ダクタイル鋳鉄管とかでいえばまだまだ使えるようなものなので、これに関しては漏水がなければできる限り長い間使っていきたいなというふうに思っております。

また一方で塩ビ管というものがございます。こちらに関しましては、やはりダクタイル

鋳鉄管と比べれば耐久性は少なくなっておりますので、こちらに関しましても状況を見ながら将来的には変えていく必要があるかなと思っております。

ただ、塩ビ管に関しても、今のところその材質による漏水というのは、特に起きておりませんので、漏水とかの状況を見ながら更新していくような考えでおります。

委員長 よろしいですか。

- 福田委員 今、老朽管の話が出ましたけれども、本市ではこれ石綿管というのはまだ残っているのか。
- 水道課長 計画的に石綿管のほうは、更新工事のほうは進めておりまして、現在、約 800 メーター残すまでという形にはなっております。この残っている部分に関しましては、例えば菅谷地区の旧国道 349 号線とか、あとJRとかで、例えば国道 349 号線に関しましては、県の整備に合わせまして管を入れることによって、その石綿管を廃止するというような計画でございましたが、この整備がなかなか進まないということもございまして、令和3年度におきまして管路の整備を行いまして、一部切替えのほうができるようなことで進めておりますので、順次できるだけなくすようには進めているような状況でございます。
- 福田委員 なかなか進まないというようなことなんですけれども、これ有害性というのは、これ緊急性に値しないのかな。
- 水道課長 石綿管に関しましては、飲料水として飲んでいる分には人体には影響がないという ことで厚生労働省のほうからもお知らせが来ておりますので、今まだ石綿管が残ってい たにしても、人体には影響がございません。どちらかといいますとやはり耐久性、耐震 性が劣っていますので、それに対しまして更新が必要とういうふうには考えております。
- 福田委員 人体には影響がない、いわゆる飲料水として。それで何でこれ石綿管というのは駄目なんですか。
- 水道課長 先ほども少し言わせていただいたんですけれども、石綿管はほかの管と比べまして 耐震性に劣っております。仮に大きな地震等ございますと、そこが漏水の原因となると いうのが考えられますので、早く更新したいというふうに考えております。
- 木野委員 去年、私のところも漏水でお風呂の中が茶色くなったんですけれども、その後もこの間、鷺内でもありましたよね。それ結構年間で那珂市でどれぐらいのそういう苦情というかクレームが入ってくるのか、件数とか分かりますか。
- 水道課長 広範囲に広がるような大きな苦情に関しましては年に二、三回かというふうに把握 しております。これに関しましてもやはり先ほど言われましたように、大きな漏水とか 発生した場合に水道管の中の水が動くことによって濁りが発生するというふうに把握し ております。
- 木野委員 結構漏水となるとやっぱり 24 時間体制でやらなくちゃいけない部分がありますよ ね。そうすると、やっぱり結構職員の方も緊急でその体制を取っていられるんですか。

水道課長 水道の委託管理ですけれども、木崎浄水場に管理業者が 24 時間待機しておりまして、仮に漏水等の連絡が入った場合には、まず木崎浄水場のほうに連絡が入ります。その後、木崎浄水場から職員のほうに連絡が入り、一斉に職員全員出勤して、対応に当たるような体制でやっております。

委員長ほかにございますか。

(なし)

委員長 それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。

11時20分再開します。

休憩 (午前 11 時 11 分)

再開 (午前 11 時 21 分)

委員長 それでは再開をいたします。

土木課が出席しております。

議案第 18 号 令和3年度那珂市一般会計予算(土木課所管部分)を議題といたします。 まず、5款農林水産業費の所管部分について執行部よりご説明願います。

土木課長 土木課長の今瀬です。ほか5名の職員が出席しております。よろしくお願いします。 それでは、予算書の 100 ページをお開き願います。主要事業説明書につきましては、 87ページから 97ページになります。

それでは、令和3年度の予算についてご説明いたします。

まず、5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費、このうち土木課の所管としまして、中央にあります湛水防除施設維持管理事業になります。766 万 9,000 円でございます。この事業につきましては、久慈川沿いに設置されています 3 か所の排水機場の維持管理に要する費用でございます。

続きまして、101ページをお開き願います。

下段になります。6目地籍調査費、本年度予算額2,244万2,000円でございます。木崎地区の地籍調査とそれに伴う地籍調査の事務費になります。

続きまして、予算書109ページをお開き願います。

7 款土木費、1 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費、本年度予算額 2 億 5,086 万 7,000 円でございます。昨年度に比較しまして 359 万 9,000 円の増になっております。 こちらにつきましては、職員の人件費でございます。

続きまして、111ページをお願いいたします。

2目道路維持費、本年度予算額3億2,061万5,000円でございます。昨年度に比較しまして2,894万9,000円の増額となっております。この理由としましては、維持補修における道路の工事及び維持清掃事業の箇所が増えたものによる増額でございます。

続きまして、112ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費、予算額3億1,264万2,000円でございます。昨年度に比較しまして209万円の増となっております。この理由としましては、道路工事整備に伴う請負費の増額でございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。

4目橋りょう維持費でございます。予算額 4,626 万円でございます。昨年度に比較しまして 500 万円の増となっております。理由としましては、補修工事に伴う橋りょうの調査費、そういった箇所が増えたものによる委託料でございます。

同じく113ページ下段になります。

7款土木費、2項河川費、1目河川総務費でございます。予算額 125 万 2,000 円でございます。那珂川、久慈川にあります樋管の管理費用になります。

続きまして、114ページをお願いします。

2目河川維持費でございます。予算額 271 万 5,000 円でございます。市内にあります 調整池、また両宮排水路の維持管理に要する費用でございます。

続きまして、163ページをお開き願います。

下段になります。10 款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、1目現年度災害でございます。予算額4,000円。費目存置でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 7款土木費、10款災害復旧費まで一括して説明いただきました。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑はございますか。

- 花島委員 地籍調査についてお伺いしたいんですが、木崎地区の地籍調査はいつ頃終わる予定 でしょうか。今年度で終わるんですか。
- 土木課長 現在のところ進めておりますけれども、エリアを分けておりますので、1つのエリアが2年から3年ほどかかりますので、まだ時間はちょっと要するというところになっております。
- 花島委員 今年は南酒出Ⅲ地区は終わるんですか、ここは。これも二、三年というとまだかかる。

- 土木課長 地籍調査が始まりましても、相手方もいらっしゃいますし、あとは耕作放棄地とかいろんな形で時間を要するところがありますので、順調に行けばまだいいんですが、やはりいろんな課題がありますので、その辺をちょっと考慮すると多少時間は要するかなと考えています。
- 花島委員 そういう地権者との確認事項のことは、例えばずるずる長引く可能性があるわけで すよね。そうすると、ある程度終わったら、ある程度まで行ったら、別の地区をやると いうことはあるんですか。
- 土木課長 各地区ごとにそういった調査しまして、あと法務局のほうに出しますので、その辺 スムーズに行くかという調整も出てきますので、それが終われば次の地区に入っていく ということで考えています。
- 副委員長 先日、通学中の児童の列に自動車が突っ込み、児童がけがするという事故が生じていますが、大和田議員がこの間、質問、答弁をいたしましたけれども、来年度は何か所かどのような安全対策とするような場所というのは決まっているんでしょうか。危険箇所がどこだということとか、何か所あるのかということは把握なさっているんですか。
- 土木課長 基本的には、交通安全施設ということでラインを引いたりグリーンベルトというところがあるんですけれども、一つ、交通安全プログラムがありますので、そちらに当たるところに関しては進めていくというような形になります。それ以外に各自治会から申請がありました場所について危険性があるとか必要だというところは、随時調査しまして、それに応えて進めていくということを考えております。
- 副委員長 ありがとうございます。危険箇所というのは、たくさんあると思いますので、続けて危険箇所のほうのパトロールなり何なりよろしくお願いいたします。
- 委員長 ほかにございますか。
- 福田委員 議案とちょっとかけ離れるんですが、市道五差路を今、工事やっていますね。あれ 工期というのは最初は2月 28 日までのようだったんですが、現在まだ終わっていない。 どうなっているんだろう。
- 土木課長 当初は2月の工期になっていましたけれども、電柱移設と、あと警察のNシステムというカメラというか、そちらがついていまして、そちらのほうの移設のほうでちょっと時間を要していましたので。ただ、3月いっぱいには、今年度中には終了ということで予定しております。
- 福田委員 3月いっぱいということは、いわゆる信号機の移設、こういうのも全部含めて3月 中に完成ということですか。
- 土木課長 信号柱は、ほぼ動いていますので、あとは残りの部分を工事すれば終了という予定 でいます。
- 福田委員 分かりました。
- 委員長ほかにございますか。

花島委員 予算書をどこをどう見ていいか分からないんですが、予算説明書に街路整備費とい うのがありますよね。予算説明書の 18 ページ目の上のほうに③街路整備費、これはこっ ちの本体の予算書のどこになるんですか。

(「都市計画課所管の」と呼ぶ声あり)

花島委員 こちらじゃないんですね。分かりました。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかにありませんので、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第26号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 それでは、お手元の議案書の66ページをお開き願います。

議案第26号市道路線の認定についてご説明いたします。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を下記のとおり認定したいので、議会の議 決を求めるものでございます。

認定路線につきましては、1 路線でございます。整理番号1 、路線番号8-3142 、起点、那珂市菅谷字お津ほ 3952 番 15 地先、終点、那珂市菅谷字お津ほ 3948 番 1 地先でございます。

68ページの認定路線位置図1をお願いいたします。

位置図の中央にあります路線が、今回の認定路線でございます。丸印が起点、矢印が終点になっております。場所につきましては、下菅谷地区、下菅谷駅の東側になります。 位置図の下を横に走っています道路が那珂インターチェンジからひたちなかへ向かう菅谷飯田線になります。右下が国道349号バイパスとの交差点でございます。

こちらにつきましては、開発行為によります宅地分譲によって築造された道路でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 26 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第 27 号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

執行部よりご説明願います。

土木課長 それでは、議案書69ページをお開き願います。

議案第27号市道路線の廃止について。

道路法第 10 条第 3 項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止したいので、議会の 議決を求めるものでございます。

路線につきましては、1路線でございます。

整理番号1、路線番号8-3006、起点、那珂市菅谷字原前 2468 番 42 地先、終点、那珂市菅谷字高内西 6352 番地先。

71ページの廃止路線位置図をご覧ください。

場所は、菅谷のときわ台地区になります。位置図の中央を縦断しておりますのが、昨年供用を開始しました都市計画道路菅谷市毛線になります。位置図の下側から、ひたちなか方面から北上しまして、北側に上ります左上に菅谷東小学校がございます。今回の廃止路線につきましては、その中央にあります黒い丸から矢印の路線になります。

こちらの廃止路線につきましては、ときわ台に隣接する道路としまして既に認定されておりましたが、菅谷市毛線の開通に伴いましてこれまでの路線が重複するということで、菅谷市毛線の一部になることから、この路線の廃止ということになるものでございます。 以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、訴えの経過についてを議題といたします。

執行部よりご説明をお願いいたます。

土木課長 常任委員会の資料30ページをお開き願います。

それでは、訴えの経過についてご説明いたします。

今回の案件につきましては、令和元年第4回の定例会の産業建設常任委員会において、 平野台団地造成地に旧茨城県住宅供給公社が買収した土地を時効取得により、那珂市の 名義にするために提訴する旨のご説明をさせていただきましたが、その後の経過という ことでご報告するものでございます。

次のページに、令和元年第4回定例会のときに常任委員会の資料として提出した写しを 記載してあります。

改めて、概要を簡単にご説明しますと、旧茨城県住宅供給公社が宅地造成をしました平野台の団地の中に、6名の共有地がありまして、住宅供給公社はその土地の所有者とされる方と売買契約を結んで、造成も完了しましたが、所有権移転登記がされないまま権限が旧瓜連町に委譲されまして、その後、合併により那珂市が継承したということになっております。

今回、最終的に提訴に関わる共有地の相続人が約 100 名近くになるということもありますし、ブラジルに移住された方も含まれているということで、通常の手続が難しいことから、民法第 162 条の取得時効による民事訴訟を提起したものでございます。

2番の経過報告なんですが、先ほどお話ししたように令和元年 12 月の定例会でご説明をした後、市の庁議を経まして、昨年の5月 27 日に水戸地方裁判所に提訴しております。 その後、昨年の12月 24日に、第1回の口頭弁論がありまして、被告は欠席ということで、欠席裁判ということで反論なしで終結しております。

その後、今年になりまして1月 28 日ですが、相続人の死亡等もありまして、被告 99 名なんですが、そのうち 86 名の判決が出まして、24 日、市の主張が認められたということになっております。

その後、3月4日なんですが、先ほどお話しした 99 名のうち 86 名が出まして、残り 13 名になりますが、そのうち 10 名の方については、死亡した被告の持ち分がありまして、変更になったということで、そこに記載してあります 3月4日に 10 名分の口頭弁論がございまして、異論なく終結しております。

10 名の判決につきましては、常任委員会の資料の提出期限後に日程が確定したものですから、今回の資料には記載しておりませんが、明日3月11日に10名の方の判決が出るということになります。

ということで、99 名のうち、先ほどの 86 名と今回の 10 名ということで、96 名の方の 判決が終了ということになります。

3番の今後のスケジュールですが、残る3名の方がいらっしゃいまして、1名の方が死亡、被告1名の相続放棄になったということで、新たに権利が発生する相続人が1名ございますので、今後分離裁判として口頭弁論が行われますが、判決までには最終的には

4か月程度を要するかと思われますので、1名の方は4か月後ぐらいには結果が出るというふうに考えております。

最後に、ブラジル在住の2名の方になりますが、裁判所のほうからは今年 11 月 11 日 に口頭弁論を行うという旨のお話は伺っております。

ただ、これまで各団体とか関係者の協力を得まして、2名の方のうち1名の方のブラジル在住、また健在であるということが判明しております。引き続き、もう1名の方も居所を確認しているところでございますが、ただ、今、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、ブラジルのほうもかなり混乱しているという話を伺っております。エアメールとかそういったものもある程度制限されるといったこともありますので、状況的にはちょっと難しいところもあるというふうに伺っています。特に、相手方も詐欺ではないかとか、そういった犯罪ではないかというようなところもあって、結構慎重にしているというようなところもございます。

そのような状況ですので、まだちょっと時間は要しますけれども、11 月の口頭弁論に向けまして顧問弁護士とも協議しながら、今後進めてまいりたいと思います。

最終的には、裁判が終了しましたら、相続登記、所有権移転等の手続を行いまして、那 珂市の名義にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- 花島委員 すぐ答えられないかもしれないんですけれども、大体これって幾らくらいかかっていますか。1つは、その弁護士なんかにお願いしていますよね。その費用と、それから職員の人件費、分かればいいですが、分からなかったら後で大体こんな感じだよというのを教えていただきたいです。
- 土木課長 まず、弁護士費用なんですけれども、着手金、成功報酬とかといった部分もありますので、そちらの金額を合計しますと約130万円程度になるかと思います。

今後、あと土地の名義が那珂市に返るといった場合には、司法書士の方に手続をお願い しいたりしますし、あとは見えないところで外国の方の部分に関しては、言葉の壁等も ありますので、その辺がこれからちょっと接触するような形でいきますと翻訳が必要な のか、日本語が使えるのかというのもありますので、そういった部分の費用はちょっと まだはっきりした部分は何とも言えないところでございます。

花島委員 職員がどのくらいの手間をかけているかというのは、イメージが分かりませんか。 ほかの業務とごっちゃになっていて分からない。

土木課長 市の職員ということで。

花島委員 そうです、市の。

- 土木課長 市の職員につきましては、こちらの裁判に入る前に関係する方、100 名近くいる方が茨城県内初め県外にもいらっしゃいましたんで、そういった方との連絡とか、あとはお話をするという部分では、この裁判が始まる前にはやっていましたけれども、あくまでも土木課だけではなく、ある程度何人か手を借りまして、手分けして、グループ分けしていましたので、土木課だけで全部やっているわけではなかったもんですから、そこまでの負担というのは特になかったと思いますけれども。
- 花島委員 分かりました。分かりましたというのは、分からないんですけれども、分からない ということは分かりました。

大変ですね、本当に。だから、ちゃんと登記するのは一応義務にはなっているけれども、 法的な罰則は何もないからやっていない例があって困るという一つの例ですね。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかになければ本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えお願いいたします。

休憩 (午前 11 時 50 分)

再開(午前11時50分)

委員長 それでは、再開いたします。

都市計画課が出席しております。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算(都市計画課所管部分)を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の高塚です。ほか3名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

それでは、予算書114ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては、99 ページから 106 ページが都市計画課所管事業となっております。

それでは、予算書のほうをお願いいたします。

中段になります。 7 款土木費、3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、本年度予算額1 億 1,817 万円でございます。この目のうち都市計画課所管分については、11 名の職員人 件費、都市計画審議会設置事業、都市計画総務事務費。

次のページ中ほどの立地適正化計画策定事業でございます。

続きまして、117ページになります。

2目まちづくり事業、本年度予算額 6,510 万円でございます。下菅谷地区まちづくり

事業に要する費用でございます。減額の理由といたしましては、令和3年度の事業予定は、 測量業務が主であるため、工事費、土地購入費、補償費等が減額になったものでございま す。

ここで主要事業説明書の 105 ページをお開き願います。事業説明書は 104 ページになります。

都市計画課所管分の位置図になっております。ここで菅谷飯田線道路整備事業でございます。図面、左上のほうの線になっております。新たに来年度から事業化を予定しております那珂インターチェンジから国道 118 号線を結ぶ都市計画道路菅谷飯田線でございます。

菅谷飯田線道路整備事業ですが、事業延長 2,200 メートル、事業期間、令和3年から令和11年、事業費としては、概算ではありますがおおむね20億円を予定しておりますが、田んぼ等の管理道路もありますので、その辺の整備も含め、今後事業費も算出していきたいと考えております。財源といたしましては、国の交付金などを活用して整備を行っていきます。整備理由としては、今回、那珂インターチェンジ周辺の整備が県事業による国道118 号線4車線化の計画の延伸が予定されていることから、菅谷飯田線の整備を進めるものでございます。

予算書の117ページにお戻りください。

その上で、3目街路整備費、本年度予算額2億6,530万円でございます。菅谷市毛線街路整備事業、下菅谷地区街路整備事業、上菅谷下菅谷線、下菅谷停車場線及び菅谷飯田線道路整備事業に要する費用でございます。

増額の理由ですが、菅谷市毛線、下菅谷地区街路整備事業の用地取得に伴う物件移転補 償費の委託費、土地購入費、補償費等の増によるものです。また、菅谷飯田線道路整備事 業の準備として調査委託費の計上をさせていただいたものの増でございます。そのうち、 下菅谷地区街路整備事業、菅谷飯田線道路整備事業につきましては、令和3年度の国から の交付金を確保するため、前倒しで令和2年度に追加補正をしておりますので、令和3年 度は令和2年度の繰越予算でまずは対応していきたいと考えております。

続いて、118ページになります。

5目公園事業費、本年度予算額 4,365 万円でございます。主に公園関係の維持管理費 でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑ありますか。

石川委員 まちづくり事業費の下菅谷地区の件なんですが、この減額は土地を購入しないとい うのは大きいんですよね、今年度予算はね。土地の購入というのは、これからまだまだ続 くんですか、それとも何%くらいもう購入しているんですか、あの近辺。

都市計画課長 下菅谷まちづくり事業でございますが、来年度の予算の減としては、主に工事

請負費等が大きな減額になっているかなと思います。そのうち土地補償費という部分も少しの減額になった部分での 6,260 万円の減額かなと思います。

今の事務処理の進捗によりますと、土地はある程度買収を進んでやっているところでございます。そのうち、今交渉していたり、あとはこの下菅谷の街路整備に併せてという部分もありますので、土地購入費等は少し抑えられた形になって、来年度は抑えられた形になっております。

全体の下菅谷地区の進捗率ですが、街路延長に対して約半分ぐらいは整備ができてきた かなというところではございます。

以上でございます。

- 石川委員 そうすると、約50%の土地を確保しているという捉え方でいいんですか。
- 都市計画課長 整備率です。ですので、今、予定してある道路に対して今ある程度道路が整備 できましたという率が約半分ぐらいかなというふうには認識しております。

以上でございます。

- 石川委員 もう1点なんですが、菅谷飯田線の件です。2,000 万円の予算を立てましたけれど も、これは今やる仕事なんでしょうか。今、手をつけないといけない仕事ですか。
- 都市計画課長 菅谷飯田線につきましては、今回、那珂インターチェンジ周辺や県事業である 県の植物園のリニューアル、また国道 118 号線の4 車線化の延伸などを踏まえた上で、市 と県と役割分担を決めながら整備をしていこうというところでの菅谷飯田線の整備になっ ております。

以上でございます。

- 石川委員 2,000 万円を計上するということは、それなりの計画があってのことでしょうから、 もう少し具体的にいつ頃からどうのこうのというのをちょっと教えていただきたいんです が。
- 都市計画課長 事業期間としましては、令和3年度から令和11年度ぐらいの予定を立てております。来年度の予定をしていますのは、その事業に入るための測量関係ですか、地形測量とかそういう部分を調査をしまして、現地を測ったりして、まずは現地を調査すると。それ以降に境界関係とか測量関係、それに伴う道路の設計を次年度以降から進めていこうと考えております。その後は用地買収に入っていかさせていただいて、それがある程度まとまり次第、工事という形です。

以上でございます。

- 石川委員 那珂インターチェンジから国道 118 号線に向かってなんでしょうけれども、反対 側の左側のほうの計画はどうですか。那珂インターチェンジから降りて、今、右側の計画 ですよね、これはね。左側の計画はありますか。
- 都市計画課長 那珂インターチェンジから南側というのは、駒潜の交差点の部分かなと思って おります。その部分に関しては、今までも県のほうに県道昇格をしていただいて、整備を

していただくという要望活動を長年やっておりましたので、引き続きそこは要望して、県 に整備していただけるようにやっていきたいなとまずは考えております。

石川委員 すみません、私の言い方が悪かったのかも分かんないけれども、那珂インターチェンジを降りて、国道 118 号線じゃなくて、全く逆の左側の方面のことをもう一度確認したいですが。

都市計画課長 バードラインのところのあの後台の駒潜までの区間。

石川委員 そうです。それは県が絡んでいるわけ。

都市計画課長 以前より県に要望、整備要望をしておりまして、その県の要望を引き続きやり ながら県で整備をしていただけるように今後もまずは要望をしていきたいなと考えてお ります。

石川委員 そうすると、あれは那珂市ではなくて県が全て4車線化するんですか。

都市計画課長 今の段階ではこの部分は市道ではございますが、それを県道昇格をしていただいて、県で整備をしてもらえればという要望をやっております。

委員長 よろしいですか。

福田委員 まず1点が、那珂インターチェンジから国道 118 号線までの4車線化、これ 2,000 万円という数字出ていますね。実は、昨日、郵送で梶山先生から1月、2月の地元の、いわゆるここの地元の活動報告書が届きました。それで、いわゆる今言った那珂インターチェンジから国道 118 号線までの計画というか、これが通ったんだね、予算的には。それが我々のところへ航空写真で届いたんですよ。国のほうが進んでいるんじゃないですかね。後で、もしあれだったら持ってきてね、見せてあげてもいいですけれども、これ各議員ところへ届いていないですか。そういうあれが昨日あったんですよ。

ですから、これは先ほど課長のほうから令和3年度から令和11年度ぐらいの計画がお示しされましたけれども、もっと前倒しになるんじゃないの、これ。国のほうが進んじゃっているんだもの。地元は、やっぱりそれについていくんじゃなくて、逆になってもらわなくちゃ、引っ張っていってもらわなくちゃ。そういうことでひとつお願いしますよ。

それともう1点、今、石川委員のほうから話がありました那珂インターチェンジからいわゆる後台駒潜の区間がまだ整備がされていない。なおかつ、市長のほうからは、いわゆる我々が示されているのは県道昇格ということで県のほうにお願いをしていると。この件については、もう既に1年経過しているのかな。そういう面では副市長、県のほうのパイプとして現在の県との進み具合、どの程度行っているか分かる範囲でお願いしたい。

副市長 ここの部分につきましては、県の土木部サイド、知事に対して要望していることと、 それからあと国のほうへの要望、県を通してお願いをしているという状況でございます。 福田委員 その進み具合は、まだ全然分かっていない。 副市長 ちょっとそこのところは把握していないです。

福田委員 ぜひこれ副市長、県とのパイプが太いわけですから、ひとつその辺をぜひともお願いしたいなとこう思うんですよ。それはやはり何でかと言うと、いわゆるひたちなか市から、例えばですよ、災害が発生した場合、そういうときの避難道路なんですね。そういうことであれ、水郡線の陸橋、あれも前知事に強く要望をして、あれは本当に前倒しして完成されましたよね。そういう幹線道路なんですよ。ですから、ひとつその辺をご尽力を賜れればと強く要望をしておきますんで、お願いをしたいと思います。

副市長引き続き要望のほうをやっていきたいと思います。

福田委員 以上です。

委員長 副市長よろしくお願いします。

ほかにございますか。

花島委員 福田委員と全く逆の話になるかもしれないですけれども、私は正直言って、この菅谷飯田線の特に那珂インターチェンジから国道 118 号線に南西に向かってつなげる線ですか、これ必要性が本当によく分からないんです。国道 118 号線を広げるというのが、これがうちの管轄じゃないからかもしれないんだけれども、そっちのほうが先だと思うのと、実際、今のところがらがらですよね、あの道は、行楽シーズンには渋滞もという話もあったけれども、その一時の渋滞なんかどうでもいいというかで、問題は那珂インターチェンジ周辺の開発計画が一方であって、それとどういうふうにつながるのかだと私は思っているんです。

だから、今回は建設まで行かなくて調査ですから進めていいと思いますけれども、全体 としてはちょっと本当に必要なのかというところが非常に思います。

以上です。

委員長ほかにありますか。ないですか。

(なし)

委員長 じゃ、ほかにないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

再開を1時にします。お疲れさまでした。

休憩(午後 0 時 10 分)

再開(午後1時00分)

委員長 それでは、再開いたします。

建築課が出席しております。

ここで委員の皆様にお知らせします。

審議順についてですが、新年度予算に関連する内容が含まれるため、常任委員会報告案件を先に審議したいと思います。

それでは、那珂市耐震改修促進計画の追補及び関連事業の要綱制定等についてを議題と

いたします。

執行部よりご説明願います。

建築課長 建築課長の渡邊でございます。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではすみません、座って説明させていただきます。

それでは、那珂市耐震改修促進計画の追補及び関連事業の要綱制定について、ご説明申 し上げます。

常任委員会資料の32ページをお開きください。

初めに、那珂市耐震改修促進計画の概要でございます。この計画は耐震改修促進法に基づき、県の作成いたしました経過を踏まえまして平成23年3月に策定をいたしました。本計画は、市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断や耐震改修を促進し、地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的としております。

次に、今回の追補の理由でございます。

今年度ですが、計画期間が終了することから、本計画の改定を予定していたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして県や国の改定が来年度になったことから、本市におきましても計画期間を1年間延長するものでございます。また、地震の際、市民の避難路や通学路の安全を確保するため、危険ブロック等の除却を促進する必要がございます。このため、国・県の補助金を活用した補助制度を創設し、現計画にこれに関する事項を追加するものでございます。

なお、国・県の計画におきましても暫定的な期間の延長措置としておりますので、本市 においても計画自体の修正は行わず、当該内容を現計画に追補という形で進めさせてい ただきます。

次に、今回の追補の概要となります。

34ページをお開きください。

こちらからが那珂市耐震改修促進計画の追補となります。

すみません、もう1枚めくっていただきたいと思います。35ページになります。

こちらの上段になります。まず1点目です。計画期間につきまして、計画期間を1年延 長するということを記載してございます。

続きまして、2点目です。こちらが危険ブロック等の除却費を補助するための必要事項 について記載をしているところでございます。

続きまして、計画への追加となります。

現在の耐震改修計画に、追加1及び追加2を追加いたします。

まず、追加1についてですが、36ページをご覧ください。

こちらは現改修計画の抜粋となっております。計画の概要の5番目といたしまして、「5、建築物の総合的な安全対策として、危険ブロック等の倒壊防止対策を支援いたし

ます」の文言を追加いたします。

続いて、追加2になります。

38ページをお開きください。

こちらの4番のところなんですけれども、地震発生時に通行確保すべき道路の後に、5番目といたしまして、建築物の総合的な安全対策、危険ブロック等の倒壊防止対策としての内容を追加いたします。

いま一度35ページにお戻りください。

下段になります。米印のところです。今回の危険ブロック等の除去について、補助金の 交付対象となる避難路についての定義をしております。

1点目です。各学校で通学路と指定している道路。2点目、地域防災計画で位置づけられている緊急輸送路。3点目、市内住宅または事業所から地域防災計画で指定されている避難所まで至る道路といたします。ただし、建築基準法で道路とならない私道、こちらについては除かせていただきます。

続きまして、この耐震改修促進計画の関連の要綱制定についてご説明を申し上げます。 申し訳ございません、最初の32ページにお戻りいただいてよろしいでしょうか。

先ほどご説明いたしました那珂市耐震改修促進計画に追補いたしました危険ブロック塀の除去に対する補助金を交付するため、那珂市危険ブロック塀等除却補助金交付要綱についてご説明を申し上げます。

初めに、危険ブロック塀等の定義でございます。危険ブロック塀等は、倒壊の危険性があり、かつその倒壊により、先ほどご説明いたしました耐震改修促進計画で定める避難路等を通行する人に危険を及ぼす恐れがあるれんがや大谷石などの組積造、コンクリートブロック造の塀を言います。

次に、補助の対象でございます。市内の避難路や通学路等に面する高さ 80 センチメートルを超える危険ブロック塀等にあって、販売を目的とした土地にあるもの。建築基準法に違反して、是正等のメールを受けているものは除きます。

なお、高さにつきましては、避難路の間を塞がない高さとして示されているものを準用 してございます。

次に、補助金の額でございます。危険ブロック塀等の除去の補助金につきましては、撤 去に要した費用の3分の2、上限10万円までを補助いたします。

なお、この補助金の財源ですが、国費を2分の1、県費を4分の1、市費4分の1となっております。

続きまして、33ページをお開きください。

那珂市木造住宅耐震化推進事業補助金交付要綱の一部改正についてご説明を申し上げます。

本改正は、木造住宅の耐震化に関わる耐震改修計画と耐震改修工事を総合的に行う耐震

改修総合事業に補助するように改めます。併せまして、補助額を増額するもので、従前は耐震改修計画の補助率が3分の2、上限10万円、耐震改修工事が補助率23%、上限30万円でございました。これを耐震改修総合事業といたしまして補助率を5分の4、上限100万円といたします。

なお、こちらの本事業の財源ですが、こちらも国費2分の1、県費4分の1、市費4分の1となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

- 福田委員 ちょっとお尋ねしたいのは、まず避難道路ということがうたってありますけれど、 避難道路というのは、いわゆる市道であれば、市が管理する道路であれば対象になるん ですか。
- 建築課長 今回のブロック塀の除去につきましては、避難所へ向かう市の管理する道路という 定義でございますので、全て対象になります。要は、私道以外の道路は対象になるとい うことです。

福田委員 いわゆる私道以外は避難道路と認めるということ。

建築課長 今回のブロック塀のあくまでも補助の該当となる定義としてなんですけれども、例 えば自宅から避難所まで向かう、それでそこへ行くときに市の道路、市で管理している 道路を通っていくのであれば、そこに面する道路にある危険なブロック塀は除去の対象 になるという形になります。

福田委員 いわゆる門口から出れば、市道であればもう避難道路でしょう。

建築課長 すみません、委員おっしゃるとおりでございます。

ただ、防災課で定義している避難道路と、この今回のブロック塀の対象となる事業はちょっと違う部分もございますので、防災課で定義している避難道路が今回、私どもで一 応補助を出す避難道路ではない、ちょっと違う部分がございます。

福田委員 例えばですよ、ここの駐車場の脇にあるよね。そこなんかはもう避難道路だよね。

建築課長 ブロック塀の除却の補助の対象となる避難道路という位置づけになります。

福田委員だから、避難に向かう道路は避難道路でしょう。

建築課長 あくまでも自宅なり事業所なりそこから市で指定している避難所へ移動するときに使う道路、市の道路、こちらが今回、そこにある危険なブロック塀があるのであればそこは補助の、除却の補助の対象になりますという位置づけになっているんです。補助金をお支払いをするのに対象となる道路に面している危険なブロック塀を除去する費用を補助するのがその道路という、今委員がおっしゃっています避難所へ向かうまでの道路という形になります。

福田委員 それでなおかつそのブロック塀、これの高さが 80 センチを超えるブロック塀が対象になるということ。例えばそのブロック塀が 80 センチまでない場合には、これ対象外ということでいいんですか。

ただ、これ非常にちょっと細かい話になりますけれども、ブロック塀というのは当然基礎があって、基礎も結構高くしているところもあるよね。その基礎から 80 センチというふうに計算するの。

建築課長 お答えいたします。

あくまでも道路の面から 80 センチという高さを超えるものという定義をしています。 要は、敷地のところの高さ、例えば今委員おっしゃいましたように基礎があります。そ の上にブロックが乗っています。全体的に 80 センチを超えるのであれば対象にはなりま す。あくまでもブロック塀だけが対象になりますので、その 80 センチのうち 50 センチ が例えば基礎だよというのであれば、上 30 センチ部分のブロック塀の撤去は補助となり ますということになります。

福田委員 よく分かりました。いわゆる地面から道路の面、避難道路ですから当然だよね。道路の面から 80 センチを超えた場合、対象となって、その間いわゆる基礎が 30 センチあったと。その 30 センチの基礎は対象外で、そこから上のブロックについてが対象になるという解釈でよろしいんですね。

建築課長おっしゃるとおりでございます。

福田委員 はい、分かりました。

委員長ほかにございますか。

花島委員 今の話でちょっと聞きたいこと、大分分かったんですけれども、もう一つ、通学路という概念が、1人でも、子供1人でも通学する道であれば対応するということですか。 建築課長 今回のブロック塀の除去については、そのように解釈しております。

- 花島委員 もう一つ聞きたいんですけれども、今の話で住宅地から避難所まで行く通路が避難 のための通路というふうに認識されているわけです。でも、それ以外に人が通るけれど も、何ていうんだろう、そういう通路にならないところがありますよね。あり得ると思 うんですよ。あり得るという話ですけれども。それは、対象の外という解釈になるんで すけれども、いいんですか。
- 建築課長 あくまでも道路というところですので、例えば先ほどもおっしゃった私道と、私の 道路ということになると思うんですけれども、もしくは通路のようなもの、あくまでも 市の管理している道路ではないようなところ、もしくはあと建築基準法の中で道路と位 置づけられていないようなものについては、ちょっと除外させていただくということに なります。
- 花島委員 聞きたかったのはそこじゃないんで、そこは分かったんですよ。そうじゃなくて、 例えばここに家があって、ここに家がある。こちらの人はこちらに避難所がある。こち

らの人はこちらに避難所があるというときに、ここはふだん人通りがあるはずですよね。 そこはでもこの話だと補助の対象にならないんですけれども、そういう解釈でよろしい んですかということなんです。

- 建築課長 例えば、今ありました自分の家から避難をするのに通路といって、他人の土地を通るということ……
- 花島委員 いやいや、普通の市道のことしか考えていません、公の道しか。Aの家とBの家があって、Aの家はこっちのアの避難所に行くことになっていて、Bの家はこっちのイの避難所に行くことになっていて、だけれどもその間に道があって、私じゃなくて市立の道ですよ。ここをそのふだん通りが、人通りがあると。でも、今のこの話では、ここの道沿いのブロック塀については、取壊しの補助の対象になっていないという解釈なんですが、そのとおりでいいのかということなんです。
- 建築課長 今委員のおっしゃるとおりでございます。あくまでも避難所へ向かうための道路ということになりますので、例えば、先ほど言いましたAの避難所へ向かう方とBの避難所に向かうんですけれども、その間にある道路、避難所として通らない道路であれば、そこは対象にならないという形になるかと思います。
- 花島委員 そうすると、やっぱりちょっとそれでは足りないかなという気がするんですよね。 というのは、何でかといったら、避難するときにそのブロック塀が倒れて、何かなるわけじゃないですよね。例えば、通学路というのは子供向きにやるということも分かっていて、そこは別に避難とは限らない。普通の人だって地震がそれ来たぞというときに、 避難のときに遭うわけじゃない。前のときみたいに何か余震がやたら長いときもありますけれども、大体避難というのは、少し収まってからですよね。だから、何かちょっと違うなと。

ただ、何ていうかな、市道というのは物すごくたくさんあって、ほとんど人が通らないところがあるから、そこまで全て面倒見ろとまでは言いませんけれども、今の段階はとりあえずこれでもいいとしても、やっぱりもうちょっと考えてほしいなと思います。人通りの多いところをやっぱりやるという。

建築課長 あくまでも避難所へ向かう道路ということですので、例えば、その方が避難所へ向かうのに通るのであれば、そこは例えば、今おっしゃったようにAの避難所へ向かうA さんという方、Bの避難所へ向かうBさんという方。例えば、このBさんがAの避難所へ向かうのであれば、ここは避難所へ向かう通路になるわけですよね。

ということですので、基本的に我々が考えているのは、私道以外の道路はほぼ網羅されるものだという解釈でおります。個人の道路はちょっと対象外なんですけれども、市道に面しているブロック塀であれば、ちょっと言い方、まどろっこしい言い方で本当に申し訳ないんですけれども、対象としていくという考えでおります。

花島委員 それだったらそれでいいんです。ただ、やっぱりもうちょっとよく考えて表現を作

ってほしいと思います。

逆に言えば、本当に人通りの少ないところもあるんで、そのところまで面倒見るという 気、私、全くないんです。ただ、さっき、繰り返しになりますけれども、地震が来まし たというときは突然来るわけで、ブロック塀が倒れる恐れが一番高いのは、まさに揺れ ているときですよね。だから、揺れているときというのは避難行動じゃないでしょう、 普通は。私だったらじっとしていますよ、自分が危なくない限り。それである程度収ま ってから避難するわけです。

だから、一番リスクがあるのは、普通に町を歩いて、そして突然地震が来て、塀が倒れる。それは避難のための通路であろうがなかろうがあるんで、人通りなり車が通るところであればということなんで、ちょっと表現に工夫をしていただきたい。趣旨はそういうことだということですよね。よろしくお願いします。

福田委員 あと2点、ちょっと確認なんですけれども、これあくまでもブロック塀といっていますけれども、例えば大谷石で積んでいるところもあるよね。あるいは、ブロックに似た、いわゆる何というんだろうな、ブロックでもない、大谷石でもない、今いろんなそういう材質のものを使っているところ、結構あるでしょう。そういうものというのはどうなるのか。

もう1点は、道路に面して、いわゆる建物建っているでしょう。そこを道路に面してブロック塀でずっと立ち上げているところあるよね、建物の一部を。そんなのはどうなるの。そういうところをよく見受けられるよね。ブロック塀で結構高く積んで、その上に上物があるところなんかあるでしょう。そういうのは、今回のこれとはまた別になるのかな。その辺、確認したいなと思って。

建築課長 まず1点目でございます。

今回のブロック塀等ということでなんですけれども、先ほどおっしゃいましたけれども、 大谷石とか、例えば石積みのような塀であればそれはブロック塀と、例えばれんが積み もそうですけれども、それはブロック塀と同様な形で考えております。

2点目です。 2点目のブロックで積み上げられた建物のものになるんですけれども、これはあくまでも建物の一部でございますので、ブロック塀ではないという解釈をさせていただきたいと思っております。

以上です。

福田委員 分かりました。

委員長ほかにございますか。

(なし)

委員長 ないようなので、ほかになければ本件を終結いたします。

続きまして、議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算(建築課所管部分)を議題 といたします。 所管部分については、執行部よりご説明お願いいたします。

建築課長 それでは、令和3年度那珂市一般会計建築課所管分についてご説明をさせていただきます。

予算書 114 ページをお開きください。併せまして、主要事業説明書なんですけれども、107 ページから 111 ページ、こちらが建築課所管分となりますので、併せてご覧いただくようにお願いいたします。

それでは、款項目、予算額の順にご説明させていただきます。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費1億 1,817 万円のうち、建築課所 管分といたしまして 115 ページをご覧ください。下段になります。建築総務事務費 62 万 5,000 円です。

1枚めくっていただきまして、116ページをお願いいたします。

木造住宅ブロック塀等耐震化推進事業 340 万円、こちらは旧耐震基準の木造住宅の耐 震化に対する補助と先ほど申しましたブロック塀等の除却に対する補助に要する費用と なっております。

続きまして、宅地耐震化推進事業 1,760 万円。こちらは大規模盛土の精密地盤調査と 安定強化業務の委託に要する費用となります。

続きまして、空き家等対策協議会設置事業 15 万 8,000 円。こちらは空き家等対策協議 会の運営費用となります。

続きまして、空き家等対策事業 108 万 1,000 円。こちらは空き家バンクの運営やリフォーム助成などの費用になります。

さらに1枚めくっていただきまして、118ページをお開きください。

下段になります。 7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費 5,222 万 7,000 円。こちらは市営住宅管理のための費用と市営住宅長寿命化事業の費用となります。主な内容といたしましては、鷺内住宅の長寿命化計画の実施設計業務委託、それと静駅前住宅 26 棟の外壁塗装工事に要する費用となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

- 石川委員 空き家対策協議会設置事業の報酬なんですが、委員の方が7名で、これはどのぐらいの時間を要する報酬なんですか。
- 建築課長 こちらの非常勤特別職の報酬で定額でなっております。回数につきましては、3回を予定しております。

以上です。

石川委員 これ14万円ですよね。14万円で7人で3回というと幾らになるんですか。

- 建築課長 6,700 円が1人当たりの単価になるかと思います。それの7人、委員長はちょっと 若干高くなるですけれども、それで3日間というと14万100円という金額になるかと思います。
- 石川委員 今、空き家問題が非常に重点課題になってくるんだと思うんですが、このぐらいの 予算で大丈夫なんでしょうか、お伺いします。
- 建築課長 今回のこの予算につきましては、あくまでも特定空き家に認定されるときの協議会を開催するものでございますので、現在、今年度、各空き家の部分の調査を行いまして、判定を行っているところです。それを基に特定空き家として認定されるものがあるのであれば開催される、もしそこに該当しないのであれば開催されないというような形になる場合もありますので、私どもとしては現状、年3回の会議であれば、現段階では十分であるのかなというふうに解釈しているところでございます。

石川委員 特定空き家と空き家とはどう違うんですか。

建築課長 通常の空き家でございますけれども、人が住んでいない部分、ものというふうに解 釈されているかと思います。通常の空き家です。

特定空き家なんですけれども、倒壊の危険性のある空き家というふうに位置づけております。例えば壁が崩れ落ちている、建物が傾いている、瓦が落ちてきそうだと、非常に危険度の高い空き家というふうになります。こちらを特定空き家というふうにしているところでございます。

石川委員 その特定するのに7人で十分対応可能だということなんですね。

建築課長 今回の審議メンバーというのは、いろいろな各分野の方々、弁護士とか土地区画調査士とかその辺の方々、専門分野の方を入れております。その方々を一堂に集めまして、あくまでも協議をしていただく場というふうに考えております。決して、この7名の方が現地へ赴いて調査をしてくる、手分けをして調査をするというふうなものではないものでございますので、7名で十分であるというふうに考えております。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第 12 号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

建築課長 議案第 12 号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 56 ページをお開きください。

議案第12号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例。

那珂市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案の理由でございます。

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、東日本大震災復興特別区域 法の一部が改正となるため、この部分を引用している那珂市営住宅条例の一部を改正す るものでございます。

59ページをお開きください。

本条例改正の概要でございます。東日本大震災後 10 年が経過することによりまして、 復興推進計画の期間が満了となります。これによりまして東日本大震災復興特別区域法 第 20 条が、本年度末をもって削除となります。

このため市営住宅への入居者の特例を定めた那珂市営住宅条例第7条第3項中、同法同条の引用部分を削除改正するものでございます。

なお、今回の法律の改正は、東日本大震災により滅失された方を対象とするものでございまして、福島復興再生特別措置法で定められている原子力災害によって避難指示・区域に居住していた住居制限者につきましては、引き続き本条例の特例を適用してまいります。

なお、本市におきまして、これらの法律を適用した入居者はございません。

最後に、施行期日です。本条例は、令和3年4月1日から施行いたします。ただし、福 島復興再生特別措置法の引用部分の改正につきましては、公布の日から施行となります。 説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 続きまして、議案第 13 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

建築課長 議案第 13 号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

ご説明を申し上げます。

議案書60ページをお開きください。

議案第13号 那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例。

那珂市空き家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案の理由です。令和3年4月からの那珂市行政組織機構の見直しに伴い、空き家等の 適正管理に関する事務分掌を建設部建築課から同部都市計画課に所管替えをするもので ございます。

続きまして、63ページをお開きください。

本条例の改正の概要でございます。

本条例第9条で規定する庶務担当課につきまして、建設部建築課から同部都市計画課に 改めるものでございます。

附則といたしまして、本条例は令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午後1時35分)

再開(午後1時36分)

委員長 それでは、再開いたします。

農業委員会事務局が出席しております。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算(農業委員会事務局所管部分)を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の海老澤です。ほか1名が出席しています。

着席にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

では、予算書93ページをお開きください。

なお、主要事業説明書につきましては122ページになります。

では、説明させていただきます。

下段の部分になります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費 2,196 万 6,000円でございます。

以上になります。よろしくお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

花島委員 農地情報管理システムという役割なんですけれども、これはそのほかの市民課の住宅基本台帳、税務課の固定資産台帳等とのリンクしてデータがつながっているということなんですけれども、県の何だっけ、中間管理機構ですか、あれとは何か連携がありますか。ここはそれに登録されているとか、されていないとか。

農業委員会事務局長 それはないです。

花島委員 分かりました。

委員長 ほかにございませんか。

福田委員 ここでは遊休農地ということが一つありますね。それと非農地、これどういうふう に違うの。

農業委員会事務局長 遊休農地というのは、言葉のとおり遊んでいる農地というか、そういう 形になりますけれども、結局耕作されていない農地で、なおかつ本当に耕作ができない ような農地という部分のところになり、それから非農地というのは、本当にもう完全に 全然耕作さえもできないと。遊休農地は、まだ耕作する気ならばできるような形な農地 という形ですね。

福田委員 その違い。

農業委員会事務局長 はい。

福田委員 そうすると、この非農地というのは那珂市でどれぐらいあるのかな。

農業委員会事務局長 そこまでは確定はできていないんですけれども。

福田委員 後で、その非農地というのはどれぐらいあるか、分かる範囲で、後で結構ですから。 そういうところが結構あると思うんですよ。それで、今説明を受けたから、もう全く耕作できないところが非農地。そうすると、放棄地ありますね。耕作放棄地でも長年放棄しておけば、これ非農地に結びつきますね。その非農地、耕作放棄地でも全く再生できないところ、こういうところはどれぐらいあるのかな。それを後で結構ですから、ちょっと面積でどれぐらいあるかお願いします。 以上です。

委員長 よろしくお願いします。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかにないようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩(午後1時41分)

再開(午後1時42分)

委員長 再開をいたします。

農政課が出席をしております。

議案第18号 令和3年度那珂市一般会計(農政課所管部分)を議題といたします。 所管部分について執行部よりご説明願います。

農政課長 農政課長の浅野でございます。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいた します。

それでは、予算書の94ページをお開きください。

ページの下段となります。款項目、本年度予算額の順にご説明をいたします。

5 款農林水産業費、1項農業費、2 目農業総務費、本年度予算額1億 6,036 万 9,000 円。こちらにつきましては、職員人件費及び職員旅費等の総務事務費になっております。 続きまして、95ページ中段から99ページの上段になります。

3 目農業振興費、本年度予算額 6,541 万 4,000 円、主に茨城北農業共済事務組合など への負担金等を支出する農業振興事務費、認定農業者の支援を行う担い手育成支援事業、 那珂市産の農畜産物の P R や販売促進を行う園芸振興支援事業、農地の貸借法を促進し、 集約・集積を図る農地中間管理事業などになります。

続きまして、99ページ中段をご覧いただきたいと思います。

4目畜産業費、本年度予算額 64 万 7,000 円。こちらにつきましては、家畜伝染病の検査や予防接種等を実施します畜産振興事務費になります。

続きまして、同じく 99 ページの下段となります。101 ページまでとなります。

5目農地費、本年度予算額1億4,768万6,000円。こちらにつきましては、全6事業のうち、土木課所管となっております淡水防除施設維持管理事業を除く5事業が農政課の所管でございます。各水利組合や土地改良区に対しまして補助を行う土地改良補助事業、また県の事業であります農道・排水・ため池・排水機場等の整備に係る工事費や事業費の一部を負担します土地改良基盤整備事業などでございます。

続きまして、102ページ下段から103ページ上段となります。

8目経営所得安定対策費、本年度予算額 6,582 万 1,000 円。こちらにつきましては、

主に転作実施者に対しまして補助を行う農業所得安定対策省令補助事業等になります。 続きまして、103ページ中段となります。

2項林業費、1目林業費、本年度予算額 429 万 2,000 円。こちらにつきましては、主に森林伐採後の再造林に対する補助や森林愛護自然環境活動を行う団体等への補助を行う森林振興事業などになります。

なお、主要事業説明書につきましては 78 ページから 81 ページまでの 4 事業となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、那珂市アグリビジネス戦略の策定についてを議題といたします。 執行部よりご説明願います。

農政課長 続きまして、那珂市アグリビジネス戦略の策定についてご説明をいたします。

本日の資料でございますけれども、常任委員会資料としまして、那珂市アグリビジネス 戦略の策定について、また配付資料の那珂市アグリビジネス戦略(案)と同戦略の概要 版の3種類をお配りしてございます。

それでは、常任委員会資料の 29 ページをまずご覧いただければと思います。よろしいですか。

それでは、資料の29ページ、本戦略の策定の目的でございます。

本市の農業は、高齢化に伴う農業者の減少により地域活力の減退等厳しい状況に直面しておりまして、担い手となる農業後継者や新規就農者の確保が課題となっており、こうした背景によりまして、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクトが施策に位置づけられたことから、本プロジェクトを具体的に実践していくために、令和3年度から令和7年度までの5年間において那珂市アグリビジネス戦略を策定するものでございます。

まず、1の戦略策定に係る経緯でございます。

JA、生産者の団体、農業法人、商工会、学識経験者、認定農業者など 15 名の委員によりまして、これまで策定の会議を3回実施しております。

次に、2の戦略の主な内容でございますけれども、本戦略は、序論、実践する戦略の内容、参考資料で構成しておりまして、序論については、戦略策定の背景と目的、計画期間、那珂市農業の概況、現状と課題の整理、国・県の方向性、支援などについて述べております。

これ以降の説明なんですけれども、概要版をお配りしていますので、概要版に沿って要 点を説明させていただきます。

まず、概要版の1ページをご覧ください。

計画策定の背景と目的でございます。

先ほども申し上げたとおり、本市においても農業者の高齢化が進む中、これまで以上に 後継者や新規就農者の担い手確保が必要となっていることから、総合戦略におきまして 位置づけられております「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクトを具体的に実践していく ために、本戦略を策定するものです。

次に、本戦略の基本方針でございますけれども、意欲のある生産者を集中的に支援して、もうかる農業を実現する。また、魅力のある農業で後継者や新規就農者を引きつける、そして、農業を通じた関係人口づくりと併せまして那珂農業を未来へつなぐ、この以上の3つを柱としまして、「未来へつなぐ 作る喜び食べる喜び いい那珂農業~儲かる農業へのチャレンジで豊かないい那珂暮らしを実現~」をスローガンとしてございます。作る喜びをみんなで分かち合うことで、生産者同士がつながり、作る喜びと食べる喜びによりまして、生産者と消費者がつながる、またそれがつながることにより質の高い農産物が売れ、農業の収益力の向上につながるというものでございます。そして、魅力のある農業を若い人に感じてもらいまして、那珂の農業を未来の担い手へつなぐということを目指したものでございます。

続きまして、裏面の2ページをお開きください。

施策の体系でございます。

こちらにつきましては、本戦略の基本目標と目標に向けての施策内容について施策体系をお示ししておりますので、3ページ、4ページの施策内容のほうを説明する際に、併せてご覧いただければと思います。

3ページをお開きください。

施策の内容でございますが、基本目標を農業の収益力向上と担い手育成支援と大きく2つの柱としました。また、この2つの基本目標のほか、横断的な目標といたしまして、ICT、IoTの活用を掲げております。

まず、1つ目の基本目標であります農業の収益力の向上には、生産性の向上、売上高の 増加を方向性としまして、生産性の向上促進、付加価値の向上促進、地産地消の促進、 地産外商の推進の4つを掲げております。

まず、生産性の向上促進につきましては、農地の集約化などによりまして、経営規模の拡大を促進する、また付加価値の向上促進としましては、売上高の増加につなげるために那珂野菜の品質向上、ブランドの推進、6次産業化など加工までを含めた販売単価のアップを目指すものでございます。

さらに、3)、4)としまして地産地消、地産外商の推進によりまして、地元のほか飲

食店、ホテル、東京圏、外に向けた販売促進や拡大など販売力のアップを目指した事業 を推進することとしました。

続きまして、裏面の4ページをご覧いただければと思います。

2つ目の目標でございます。担い手の育成支援につきましては、農業後継者、新規就農者への支援、農業関係人口づくりの推進の2つの方向性を展開していくとしております。

農業後継と新規就農への促進については、先進農家等による知識や技術の指導に加えまして、農地、農業機械、農家住宅などの確保などの情報提供、相談対応のほか、新規就 農者に対しまして包括的な支援等を行っていくものでございます。

農業関係人口づくりにつきましては、これまでも政策企画課等で連携して一緒に行って やってきました移住セミナーや体験ツアー、学校との連携のほか、様々な情報提供や相 談対応によりまして、那珂市に訪れる機会の増加を図っていくというものでございます。

そのほか横断的な目標を掲げておりますけれども、こちらにつきましてはICT、IoTの活用促進、生産者と消費者をつなぐ仕組みづくりとしまして、出荷・販売・在庫状況の情報や販売管理システムなどの活用や近年、研究や取組が進んでおりますICT、IoTを活用したスマート農業などによる生産性、収益性の向上なども目指していくとしてございます。

なお、目標指標でございますけれども、本戦略において推進していく事業の目標値は、 市の総合戦略における目標値であります指数を取り入れたいと思います。

今後の予定でございますけれども、パブリックコメントを2月22日から3月15日まで実施しております。周知の方法につきましては、広報なかおしらせ版、市のホームページ等で行っております。

なお、今後パブリックコメントでのご意見等により変更がなければ、これをもちまして 本戦略の策定完了とさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

- 花島委員 2つ聞きたいんですが、1つは、横断的な目標でICT、IoTの活用促進の①で、 生産者と消費者をつなぐ仕組みづくりというのは、具体的にどんなふうにしていくのか というのを市政で特に何を誘導するとかも含めて考えをお伺いしたいと思います。
- 農政課長 まだ計画段階ではございますけれども、近年、そのICT、IoTのいろいろそういった進展が目覚ましいものでございますんで、そちらの販売管理システム、こういった情報提供やそういったICTを活用したそういった事業を研究しまして、生産者と共に何がいいか、どんなふうにしたら販売につながるかというのを協議しまして、進めていきたいと、同時進行になりますけれども、そういう形で考えております。

花島委員 もう一つ聞きたいのは、新規就農・認定農業者数というので、一番最後4ページ目、 2018年の現状で89人で、目標値で2020年から2024年が100人というのは、これは89 人を100人にするという意味なのか、100人増やすという意味なのか、どっちですか。

農政課長 こちらは100人を目標とするということでございます。

以上でございます。

委員長ほかにございますか。

石川委員 施策の内容の中で、6次産業化の推進というものがあるんですが、これは何か具体 的にはあるんですか、まだこれからですか。

農政課長 これからというものもございますし、現在、那珂市の今プロジェクトとしまして、 那珂かぼちゃが本市では有名でございます。そのカボチャの知名度を高めるとともに、 1年間、年間を通して出荷できるカボチャ等を今生産のほうを推進しております。そう いった中で、カボチャのペーストなんかも、これは有効に活用しまして、6次産業化に つなげまして、単純にその野菜として売るだけでなく、お菓子や料理等にも活用してい ただいて、6次化を進めたいというふうに考えてございます。

そのほか、6次化に適した品物、作物がございましたらば、そういったところにも目を 向けまして、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

石川委員 分かりました。6次産業には期待しております。

那珂かぼちゃは、以前から非常に有名で、品質も安定したものだったんですが、これは 最近はどうなんですか、出荷量というのは以前に比べて。

農政課長 以前から比べて、かなり生産者の方が減っております。現在 10 名ほどで約2へクタールほどの状況となっております。こういった取組もなかなか進まないということでございまして、そうしましたらばうちのほうで那珂市のカボチャということで、やっぱり年間を通じて出荷できる抑制カボチャのほうにも最近については研究して、生産者と協力しながら生産を今しているところでございます。

ですので、こういった那珂かぼちゃというせっかく那珂を代表するブランドがございますので、そのカボチャをしっかりPRするように1年間を通じたカボチャの取組をまず進めていきたいなということで考えてございます。

石川委員 今も那珂かぼちゃ生産組合のようなものはあるんですよね。

農政課長 JAにカボチャの部会がございます。こちらで那珂かぼちゃを作っているというと ころでございます。

石川委員 那珂かぼちゃの栽培方法をその部会できちんと統一されていますか、その作り方で すね。

農政課長 部会のほうで統一されているかということでございますか。

石川委員 はい。

農政課長 これは農協のほうで、もう厳格な指導によりまして、本当に基準の厳しい作り方で 生産をしております。

石川委員 分かりました。

委員長ほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかになければ、本件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩(午後2時00分)

再開 (午後2時01分)

委員長 再開いたします。

商工観光課が出席しております。

議案第 18 号 令和 3 年度那珂市一般会計予算(商工観光課所管部分)を議題といたします。

所管部分について執行部よりご説明願います。

商工観光課長 商工観光課長の石井です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、予算書の103ページをお開き願います。

なお、主要事業説明書につきましては 84 ページから 86 ページまでが商工観光課所管 事業となっております。

改めて予算書のほうにお戻りいただければと思います。

款項目、本年度予算額の順にご説明いたします。

ページの下段になります。 6 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、予算額 8,918 万 1,000 円。

次ページ、104ページをお開きください。

2目商工振興費、予算額 4,532 万円、10 事業のうち企業立地促進事業を除く9事業が商工観光課の所管となっております。前年度比 2,166 万 9,000 円の減となっておりますが、主によろず相談事業から事業名称を変更したいい那珂オフィス創業支援事業におきまして、創業支援施設であるいい那珂オフィスの施設改修が済んだことによるものとなります。

続きまして、106ページをお開きください。

3目観光費、予算額1億61万7,000円。主になかひまわりフェスティバル事業、八重 桜まつり事業における委託料や実行委員会の補助金、市観光協会への団体補助金、静峰 ふるさと公園などの公園管理事業などに充てております。

なお、八重桜まつりにつきましては、既に中止を決定していることから、補助金等を減

額して計上しております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

- 花島委員 よく分からないです。八重桜まつり事業はやらないことになったんだけれども、交 通駐車場整理、便所清掃というのはこれは静峰公園全体の管理と別ですよね。だから、 これ一体よく分からないんですが、どういうことなんでしょうか。
- 商工観光課長 お祭り自体のほうは中止になったんですが、桜の名所ということもございまして、実際に土日ですとかかなり車が集中したり、お客さんのほうもたくさん見えられることから、そこの一時的ではございますが、駐車場整理、交通整理という意味での警備員、またトイレ清掃を別にその期間だけ行っているため委託料を計上しているということになります。

以上になります。

福田委員 静峰ふるさと公園の駐車場の管理は、あれどこやっているんだっけ。何課でやって いるのか、商工観光課。

商工観光課長 はい。

- 福田委員 今年のあれ何月かな、あそこのゴルフ場で大きなトーナメントが開催されるよね。 あれは何月、9月。その場合に、もう既に話があったかも分からないけれども、駐車場 はどういうふうになっていますか。
- 商工観光課長 女子ゴルフの多分日本最大の賞金総額というものの大会になるかとは思うんですけれども、そちらにつきましては、その時点である程度市のほうで駐車場のほうを確保するということで、静峰ふるさと公園につきましては、多分近いんで関係者にはなるかと思うんですけれども、お貸しするというような方向で考えております。
- 福田委員 全部貸しちゃったんじゃ困るという市民が多いんですよ。というのは、静峰ふるさと公園に行く方、それは駐車場が全くない、そういう苦情が過去にありましたよ。ですから、今回は、ちゃんと市民の公園に行く方の駐車場は確保をしていただきたいという要望がたくさんありました。ですから、これはこういうトーナメントですから、確かに駐車場の確保というのは難しいと思うんですけれども、全部じゃなくて一部は残しておくようなそういうことをひとつ検討していただきたいと、いかがですか。
- 商工観光課長 現在のところは、全部使うような話ではしているんですけれども、ちょっと今 のご要望があるということで、もう一度相手方ともご相談させていただきながら検討し てまいりたいと思います。
- 福田委員 しいてそういうことを言うのは、前回、何年か前かな、全部貸しちゃったらしいよ、 那珂市が。それで、いわゆる公園に行く方が、駐車場がなくて困ったというようなそう いう経緯があるみたいです。ですから、今回は一部は確保していただきたいと、こうい

うことなんですよ。その辺をひとつ部長よろしくお願いします。

それで、那珂市ではあそこばかりじゃなくて、こっちの総合公園、あの辺もちゃんと提供しているんじゃないですか。ですから、全部提供しちゃっては、やっぱり市民の方が 困るようですから、その辺をしっかりお願いしたいなと思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

じゃ、私から少し何点か、ちょっと予算のほうなんですけれども、まつり開催補助事業のほうで、前、予算の内示書を見たら、新規事業なんですね、これ、菅谷まつりに 80 万円と書いてあったんだけれども、これ予算書は額田まつり 80 万円で間違いないんですよね。何か予算内示書には菅谷まつりと書いてあった。

商工観光課長 ちょっと内示書が確認できなくて申し訳なかったんですけれども、菅谷まつり、 額田まつりにその開催年にそれぞれ補助のほうを行うということで、今回の令和3年度 につきましては額田まつりということになります。今年度の2年度につきましては、ど ちらもお祭りがなかったものですから、こちらは今年度につきましてはゼロということ になっております。

以上でございます。

- 委員長 これは新型コロナウイルス感染症関係、ありなしでもやるやらないが出てくると思う んですけれども、それも関係なく補助は出すという形で。もしも開催が不可能だったら とか、可能だったらというのは。
- 商工観光課長 今のところは開催ということで念頭に入れての補助ということで考えておりますが、実際には開催されなければ、その際には補助がなくなるということもちょっと考えながら対応はしたいと思います。
- 委員長 そのまつりなんですけれども、ちょっとまつりの関係者なんか聞くと、商工観光課ではそのまつりの市のイベントとしてどういう位置づけで考えてくれているのかなとか、あと昔は菅谷まつりなんかは旧道を封鎖させて、市一丸となって、那珂まつりなんていう言葉になっていたような時期もあったような気がするんですけれども、そういった市がそういった祭りに関してどのようにイベント、位置づけとして考えているのかなんていうのは伺いたいなと思うんですけれども。盛り上がりに欠けるというそういう話が多々あるものですから。
- 商工観光課長 確かに、以前ほどの盛り上がりがないというのは、特に私らが関係あるのはその菅谷のほうとか見させていただいて、そういったところは感じているところですけれども、あくまでまずは位置づけとしては地区のおまつりということで、全体的に市のそこでの関わりということは今のところはやっていないという、補助というところでとどめさせていただいているところです。

ですので、地元の機運とかまた市内の機運とか、そういったものを見定めながら、どこ

まで関与しているかというのはこれからも考えてはいきたいとは思います。 以上です。

委員長 ありがとうございます。

あと、また我々、産業建設常任委員会は閉会中なんですけれども、市商工会ですか、こういった新型コロナウイルスに対する影響、市内経済の影響ですとか調査してまいった、その際いろいろな商工会からのご要望ですとか質問がありましたので、代表して私質問をさせていただきたいんですけれども、この予算の中にもあるんですけれども、商工会補助事業ということで 1,300 万円計上されていると思うんですけれども、商工会からなんですけれども、合併直後は 1,585 万円あったと。その5年間で現状の 1,300 万円となってしまったということで、なぜなんでしょうということで増額支援が必要ですという要望も受けたんですけれども、どのようになっているのか、減額された理由ですとか、そういったのが分かればお伺いいたします。

商工観光課長 減額というところの計算式、国・県からの補助とか、あと事務事業のそういったところでの2分の1というようなところでの計算式を作った上での費用として出てきているということでは、私のほうでは伺っております。

また、当然私のほうでも補助は上げてくれないかという話は聞かせていただいているところなんですが、先日、商工会ヒアリングというものがございまして、その際にも説明はさせていただきましたが、あくまでも補助ということですので、当然補助をするべき事業とか、そういったものが、こういったものがあるとか、こういった新しいものができて、これが市の商工事業に大きく寄与するというようなことがあれば、当然ご相談いただければそれは考えるということは伝えさせていただきました。

ですので、現段階で今補助を上げてほしいというところでの、それで補助を上げて何をするのかなというところで何かお話があればということで説明はさせていただいているところです。

- 委員長 何をやるかというところでも何か一律、そのイベントでも一律何か減額、その八重桜 も減額だとか、ひまわりフェスティバルも減額されている、そんな話も伺った次第なん ですけれども、そこら辺はどうなのか。
- 商工観光課長 減額というか、最近の物価、消費税関係もございますけれども、同じ量を行お うとするとそもそもの消費税とかそういった部分を同じようにそこが額が同じだとか、 そういったお話を伺っております。ですので、そういったところも精査した上での、ま たどうしても市の予算の限りもあるというところもございますので、そこら辺を調整を させていただきながら、また商工会とも調整させていただきたいと思っております。
- 委員長 そういったところ、少し酌んでというわけじゃないですけれども、頑張っているところに対しては、支援等をしていただきたいというのと、あとちょっと最後なんですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響ということで商工会からなんですけれども、飲

食業に時短要請して、お金が少し支払われているという状況の中で、その卸売業ですとか、それに携わるものですね、また業種は少ないけれども、旅客運送業ですとかイベント業に対しても何か市独自での給付金、借入金の融資の補助等なんていうのは今後考えていないのかなというのを伺ったものですから、お伺いいたします。

商工観光課長 現在、緊急にということで、第2回ということで前年、もしくは前々年の1月 もしくは2月と、今年の1月、2月で 20%以上下がった事業者につきましては、市内の 住民票があるとか、市内に本社がある事業所になるんですけれども、そちらにつきまし ては業種を問わず一律 30 万円ということで給付はさせていただております。まずはそち らのほうで対応させていただいておりまして、今後、必要があればというか状況を見な がらそういった市独自の対策ができるんであれば、そういったことも考えてはいきたい と思っております。

以上でございます。

委員長 引き続きよろしくお願いいたします。

私のほうから以上です。

ほかにはございませんか。

(なし)

委員長 ありませんようなので、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えお願いいたします。

休憩(午後2時16分)

再開(午後2時17分)

委員長 それでは、再開いたします。

これより議案第18号 令和3年度那珂市一般会計予算の討論及び採決を行います。 まず、討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 ありませんようなので、討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 18 号は原案のとおり決することに可決すべきものと決定 いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部はここで退席となります。長時間お疲れさまでした。

休憩(午後2時18分)

再開(午後2時18分)

委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、産業建設常任委員会の調査事項についてを議題といたします。

これまで新型コロナウイルス感染症拡大の影響について 11 月に農業関係者の皆様から お話を伺い、先月は市商工会との懇談を実施いたしました。

本日は、商工会との懇談について振り返りを行うとともに、今後の調査事項の進め方について委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

何かございますでしょうか。

花島委員 先ほどちょっと農業関係ので質問したんですけれども、実際にIoTといっても、 その何ていうの、ハードウェアにしろ、その基本的な部分はあるけれども、いわゆるそ の中身ですかね、我々から見える、どんなふうにして売り込んだり、販路をつくるかと か、あるいは受注をするための事務システムみたいなやつ、そういうものが、何ていう かな、詰めていって、研究して、那珂市の産業振興、農業もそうだし、商工業にしても やっていきたいと思っているんですね。

私自身は、かなり通信販売を使っているんですけれども、その立場からいうと、ちゃんと情報、商品の情報があるかないかですごく違うんですよね。そこが一つ大きいかな。あと、その商品のことだけじゃなくて、その関連の情報。例えば、那珂かぼちゃだったら那珂かぼちゃはいいですよと目に映るだけじゃなくて、何ていうんだろうな、どういうふうにいいのかとか、どういうふうに作っているのかとかそういうのをやるとか、商工業の製品だったら我々Xテックと言うんですけれども、仕様ですね、どういうものであるか。それが厳密に分かるか分からないかで発注できるかどうか違うんですよ。例えば、これのものとここのものがつながるときに、ちゃんとそのつながると確信持てるか持てないかなんですよね。

だから、そういう何ていうんだろう、基礎的なインターネット技術の使うレベルアップ みたいのをどうなっているかちょっと気になっていて、ぜひそういうのを上げていって いただいて、振興に役立てていただきたいと思っています。だから、その辺を何か調査 できないかなと。

それからもう一つは、那珂市でも成功している企業というのがあるんですよね。例えば、 鴻巣の木内酒造。じゃ、その成功の要因は何なのかというのを参考になるかならないか 分からないけれども、聞いてみたりして、もし参考になるようだったら那珂市のほかの 事業者にお知らせするみたいなこともぜひやったらいいかなと思うんです。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

石川委員 先ほど、アグリビジネスの中でちょっと確認をしたんですけれども、いろんなプランが出ていると思うんですよね、役所のほうからは。

ただ、那珂かぼちゃ一つとっても、私の記憶では以前はスタートした頃は、企画がしっかりしていて、江戸崎かぼちゃと比べても遜色なく、逆に那珂かぼちゃのほうがよかったと思いますね、その時点で。

それからいろいろ話を聞いていくと、その規約がだんだん薄れていってしまって、自由 に作っている人がたくさん出てきちゃったというのが数年前の話ですよね。その結果が 今ここに来ているんじゃないかなと。

だから、行政のほうでいろんなプランをつくるのはもちろん大切ですけれども、やっぱりその辺で販売するというよりも、その以前の問題としてどうしていいもの、どうやっていいものを作るかということが、私は基本かなと思うんで、もしそういう部分で参加できるんであれば、我々もちょっと参加して、意見をちょっと聞いたり述べたりしたいと思います。ブランドつくることは非常に大切だと。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、そういった意見を踏まえて、また正副委員長で話して、ご報告できたらなと思いますので、それでよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は全部終了いたしました。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会(午後2時24分)

令和3年5月25日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 大和田 和男